

## 総合規約の改定に関するQ&A

### 規約変更全般について

Q. 1	規約変更の目的はなにか	主として以下の4点に対応するためです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年 7月8日より記録機関変更が可能になったために、規定を追加</li> <li>・民法改正(2020年4月施行)に対応</li> <li>・お客様の利便性向上</li> <li>・記載内容の明確化</li> </ul>
Q. 2	期日前資金化(割引)、債権譲渡は今まで通りできるのか	納入企業さまは今まで通り、お取引銀行での与信枠不要・買戻請求権なし(ノンコース)での資金化が可能です。また、手数料なしでお客様の納入企業さまへの債権譲渡が可能です。
Q. 3	今までと事務フローは変わるのか	債権の発生から支払までは、通常の手続きフローと変わりはありません(記録機関変更を請求する場合は、新たな事務フローとなります)。

### 民法改正について

Q. 4	民法改正に伴い、何を変更したのか	電ペイ契約の成立は、みずほ電子債権記録、みずほファクター又は電子債権買取合同会社が「承認通知書を発信したとき」から「承認通知書が利用申請者に到達した時」に変更になりました(第5条 第7項)。 みずほファクターが、利用者から委託を受けた業務の一部を、みずほ銀行に再委託することについて、利用者の事前の承諾文言を追加いたしました(第57条 第3項)。
------	------------------	--

### 記録機関変更について

Q. 5	特定記録機関変更とは	「電ペイ」では、みずほ電子債権記録が債権者・債務者・金額・支払期日等の情報を記録して利用者の電子記録債権を管理しています。この電子記録債権の管理を「でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)」に移すことです。
Q. 6	日本電子債権機構株式会社(三菱UFJ銀行系)やSMBC電子債権記録株式会社(三井住友銀行系)に変更することもできるのか	できません。 変更は「電ペイ」から「でんさいネット」への変更だけが可能です。
Q. 7	「でんさいネット」から電ペイへの変更は可能か	できません。 変更は「電ペイ」から「でんさいネット」への変更だけが可能です。
Q. 8	「電ペイ」であれば、どのような債権でも「でんさいネット」に変更できるのか	支払企業さまの同意(記名捺印)が必要です。 その他、譲渡する債権が「債権金額が1万円以上」「債権が分割・譲渡されていないこと」等の条件がございます。
Q. 9	記録機関変更の手数料はかかるのか	納入企業さまには、1債権につき 5,000円(税抜)の手数料をお振込みいただきます(支払企業さまに費用は発生しません)。 でんさいネットの窓口金融機関で別途所定の手数料がかかることがあります。

### 利便性向上について

Q. 10	利便性向上とは具体的にどういことか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座閉鎖等で支払期日に支払を受けられなかった場合、改めて支払等記録請求を不要としました(第22条 第2項、第3項)。</li> <li>・住居表示が変更になった場合の届出を不要としました(第33条 第2項、第4項)。</li> <li>・銀行の合併・支店の統廃合等、銀行都合による銀行名・支店名の変更の場合、届出を不要としました(第33条 第3項)。</li> </ul>
-------	-------------------	--

### 記載内容の明確化

Q. 11	具体的に何を変更したのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「請求資格の停止」(第35条)等があった場合の「請求資格の喪失」方法を明示しました(第7条 第6項)。</li> <li>・支払企業の指定する支払期日が休日であった場合、翌営業日を支払期日とすることを明記しました(第15条 第3項)。</li> <li>・債権の譲受人のうち、譲渡された債権を再譲渡できるのは法人の場合に限ることを明記しました(第20条 第1項)。</li> <li>・取扱時間(営業日の 9:00~17:00)を明記しました(第58条の2)。 ⇒いずれも、従来からのお取扱いに変更はありません。</li> </ul>
-------	--------------	---